

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	四国中央市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/shiminkankyoubu/smc/dokuji-riyo-todokede.html

執行機関名 四国中央市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四国中央市子ども医療費助成条例(平成16年4月1日条例第88号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第33号)別表第1第1の項 四国中央市子ども医療費助成条例(平成16年四国中央市条例第88号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	四国中央市子ども医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、 <u>その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること</u> その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、 <u>子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより</u> 、疾病の早期発見及び治療の促進並びに子育て支援の充実を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四国中央市子ども医療費助成条例 四国中央市子ども医療費助成条例施行規則